

## 令和3年度に行う業務実績の評価について

令和3年度は、令和2年度の業務実績について評価を行う。

各業務実績の評価の方法等は下記のとおり。

(参考)

### ○地方独立行政法人法

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第28条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

## 1 評価方法等について

評価方法等の基本的な事項は、「評価に関する基本方針（参考資料1）」及び「評価実施要領（参考資料2）」による。

なお、評価委員会の意見聴取についての具体的な方法は、次のとおり。

### (1) 評価委員会としての意見（評定）

県立病院機構の業務実績等報告、自己評価及び意見聴取等を踏まえ、総合、大項目別及び小項目別について評価委員会として意見（評価：S A B C）をする。

### (2) 項目別評価及び総合評価の方法、評定区分

- ① 小項目別の評価、大項目別の評価及び総合評価において、年度計画の達成状況について評定を付すこととする。なお、大項目別の評価及び総合評価においては、中期計画の進捗状況について、記述式による評価を行うこととする。
- ② 評定区分は、「S、A、B、C」の4段階とする。
- ③ 評定区分と業務実績の関係は次のとおりとする。

評定区分	判断の目安となる業務実績
S	年度計画を大幅に上回って達成している (定量的目標においては年度計画値の120%以上)
A	年度計画を達成している (定量的目標においては年度計画値の100%以上120%未満)
B	年度計画を下回っており、改善を要する (定量的目標においては年度計画値の80%以上100%未満)
C	年度計画を大幅に下回っており、抜本的な改善を要する (定量的目標においては年度計画値の80%未満)

④ 次の場合で、機構から報告書等において十分な説明があった場合には評価において考慮するものとする。

- 予想し難い外部要因により業務が実施できなかった場合
- 外部要因に対して機構が自主的な努力を行った場合
- 先駆的な取り組みや創意工夫を行った場合

### (3) 県が作成する評価（案）への意見

県が作成する評価結果（案）に対し、評価委員から意見を頂戴する。

この意見を踏まえ、県は評価結果を決定する。

## 2 評価の視点について

### 令和2年度の業務実績に係る評価の視点

#### (1) 令和2年度の年度計画の実施状況に対する評価の視点

年度計画に沿った病院運営が行われ、県民に提供するサービスその他の業務の質の向上、業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善が図られているかどうかを検証し、取組の状況及び成果について評価を行う。

#### (2) 令和元年度評価で指摘した課題への取組に対する評価の視点

令和元年度評価で指摘した課題を克服するため、具体的な取組が行われ、改善されているか、あるいは改善の見込みがあるかどうかを検証し、課題への対応状況について評価を行う。

#### (3) 中期目標の期間（令和2年度～令和6年度）の進捗状況に対する評価の視点

令和2年度における取組が、中期計画の着実な達成のために十分なレベルに達しているかどうかを検証し、中長期的な視点から評価を行う。